

生活支援特別給付事業についての Q&A

 **自費で購入した補聴器も、この制度により修理できますか？**

A. はい。ご自分で購入された補聴器の修理は、新規申請と同様に医師意見書で必要と認められれば、制度の利用が可能です。

なお、修理費の支給回数は一年度内に 1 回のみとします。



 **医師意見書文書料は、領収書がなくても支給されますか？**

A. いいえ。医師意見書文書料は、領収書を支給根拠とするため、申請時に添付が無い場合は、支給することができません。



 **ひとりで何種目も申請できますか？**

A. はい。医師意見書の添付があれば、複数種の申請が可能です。

ただし、1 種目につき、一個のみの申請とします（補聴器を除く）。

 **耐用年数を経過する前に壊れてしまった。再支給は可能？**

A. はい。経年劣化等により破損し、やむを得ないと認められる場合は、再支給ができます（再支給の場合も、医師意見書の添付が必要です）。

ただし、過失による破損は、耐用年数経過前の再支給は認められません。

 **障害者手帳の申請中ですが、本制度を利用できますか？**

A. 原則として、他法優先となりますが、病状等により急を要すると認められる場合は、本制度を利用することができます。ただし、この場合は本事業が優先され、申請後に手帳が交付されても精算等はいたしません。

また、意見書の省略はできません。

 **施設入所者や、グループホーム入居者が、限度額超過により介護保険制度による貸与を受けることが出来ない場合、本制度を利用できますか？**

A. はい。医師意見書により必要と認められた場合、本制度の利用が可能です。



…お問い合わせ先…

根 室 市 役 所

〒087-8711

根室市常盤町 2 丁目 27 番地

Tel 0153-23-6111

健 康 福 祉 部

社会福祉課 福祉担当（内線 2111, 2112, 2113）

介護福祉課 高齢者包括支援担当（内線 2163, 2164）

